答 申

第1 審査会の結論

知事が「高齢者福祉課(現:長寿社会課)に対する請願について(調書)」について行った部分開示決定について、「3 事情聴取の内容」及び「4 虚偽説明の事実認定」(氏の前の部分は除く。)の部分を非開示としたことは妥当である。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和5年1月6日付けで高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。)に基づいて行った「高知県介護保険審査会事務局職員による虚偽説明に関するR4.8.2付の請願書に対する調査結果報告書の一切。(請願書の内の公文書の事務処理に係る部分は除く。)」の開示請求に対して、知事(以下「実施機関」という。)が令和5年1月25日付けで行った「①令和4年9月30日付け請願書の回答に係る起案の作成文書のうち表題が「高齢者福祉課(現:長寿社会課)に対する請願について(調書)」と記載されている公文書及び②法務文書課が起案する際に当該調書を提出した総務部人事課が保有している当該提出用の調書」(①及び②は同一の文書である「高齢者福祉課(現:長寿社会課)に対する請願について(調書)」である。以下「本件公文書」という。)の部分開示決定を取り消し、非開示とした部分のうち「3 事情聴取の内容」及び「4 虚偽説明の事実認定(氏の前の部分は除く。)」の開示を求めるものである。

本件部分開示決定は条例第6条第1項第7号施行前に行われたものであり、当 審査会としては条例第6条第1項旧第6号に基づいて審査を行うこととする。

第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は、次のように要約できる。

1 本件公文書について

本件公文書は、令和4年8月2日付けで知事宛に請願書の送付があり、その回答のために、平成31年3月の高齢者福祉課が対応した介護保険に関する事案について、人事課が行った調査の結果であり、「1 ○○氏が主張する事案の概要」、「2 請願書に記載の職員」、「3 事情聴取の内容」、「4 虚偽説明の事実認定」で構成されている。

また、令和4年8月2日付けで知事宛に送付された請願書に関して、秘書課が受け付けて、請願の内容に応じて人事課及び法務文書課が対応し、回答に係る事務処理を法務文書課が行い、令和4年9月30日付けで回答している。そのため、本件公文書は、人事課が作成した調書と、請願者への回答に当たって法務文書課が取り寄せた当該調書の写しの2通であり、全く同じ内容の文書である。

この調書及びその写しに対して、審査請求人から条例第5条に基づく開示請求 があり、条例第6条第1項第2号及び第6条第1項旧第6号イを理由として、公 文書の部分開示決定を行った。

2 職員の懲戒処分又は人事上の措置について

職員が非違行為を行った場合、関係する職員に対し、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)の規定に基づく懲戒処分又は人事上の措置(以下「懲戒処分等」 という。)を行う場合がある。

懲戒処分等を行うか否かを判断するに当たっては、事実確認が必要である。このため、人事課において資料の収集、関係者以外に開示しないことを前提とした関係者への事情聴取等を行って事実確認を行う。事実確認後は、事案の概要、事情聴取の内容、事実認定、非違行為の有無や程度、懲戒処分等の判断等をまとめた調書を作成する。この調書を元に、庁内において懲戒処分等の実施の適否の最終判断を行う。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

本件公文書に記載されている請願を行った者の氏名及び住所は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができると認められるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

4 条例第6条第1項旧第6号イ該当性について

- (1) 本件公文書には、人事課が請願書に記載の事案に関係する職員に対して行った事情聴取の内容及び事実認定が記載されている。
- (2) 本件公文書の事情聴取の内容を第三者に開示し、また、今後も事情聴取の 内容を開示することになれば、事情聴取において、職員が全ての事実を話さ なくなったり、率直な意見を述べなくなるなど、必要な情報を十分に得るこ とができなくなる。

審査請求人は、「『著しい』とまでは言えない」と主張するが、前述のと おり必要な情報を十分に得ることができなくなることは、公正な処分を決定 する上で著しい支障である。

- (3) また、審査請求人は、条例第6条第1項旧第6号イの「『不当』とまでは言えない」と主張するが、事実認定の内容について公開されることを前提とするならば、その内容が開示された場合に想定される外部からの干渉や圧力、その他生じうる種々の影響を考慮するあまり、事実関係の認定や評価について的確な記載をすることが困難になって、懲戒権者は、適切な裁量判断を行うことができなくなってしまうため、意思決定の中立性が不当に損なわれると言える。
- (4) 以上のように、開示すると事情聴取において必要な情報を十分に得ることができなくなること、事実関係の認定や評価について的確な記載をすることが困難になることは、容易に想定できることであり、条例第6条第1項旧第6号イに該当することは明らかである。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、意見書及び意見書(補正・訂正)で主張している主な内容は、次のように要約できる。

1 本件公文書ついて

本件公文書開示請求書では「高知県介護保険審査会事務局職員」と記載していたが、実施機関が作成した本件公文書部分開示決定通知書等では「高齢者福祉課

(現:長寿社会課)」と記載されている。本件開示請求は、公正・中立な立場で 倫理観をもって対処すべきである介護保険審査会の事務局職員の職務遂行の内 容に係るものであり、実施機関の作成文書で「介護保険審査会事務局」の名称が 記載されていないことは不適切である。

2 条例第6条第1項旧第6号イ該当性について

- (1) 本件の事案は、①職員の職務遂行の内容に係る事案であり、②条例に基づ く閲覧時における職員による虚偽説明に対する処分を求める請願の事案であ り、③事実関係の重要部分が判明していない事案である。そのことを踏まえ ると、不開示(非公開)を前提とする関係者の聴取は、聴取を受ける職員に とっては都合のいいものとなり、合理性に欠けるものである。
- (2) 職員の聴取が行われた場合、聴取年月日・聴取場所・聴取担当職員・聴取の具体的内容等が記載された詳細な調書が作成されるはずであるが、部分開示された調書(調査報告書)は、その記載の量が極めて少なく、調書の作成のあり方や聴取の十分さ・適切さに非常に疑念が生じるものである。
- (3) 条例第6条第1項旧第6号及び本件公文書部分開示決定通知書における「明らかなもの」、「著しい支障を生じるもの」、「不当に阻害されるもの」の3点の事柄については、各々実施機関に立証責任が要求されるものである。しかしながら、弁明書では、これらの3点について明確な根拠を示すには至っていないし、弁明書の主張では3点ともに不十分なものであり、十分な立証責任が果たされていない。

したがって、本件部分開示決定を取り消し、不開示部分のうち「3 事情 聴取の内容」及び「4 虚偽説明の事実認定」(氏の前の部分は除く。)については、開示の決定を行うべきである。また、調査結果後においては非違行為 の事案として取り扱うよりも、職務の遂行の内容に係る事案として取り扱う のが適当である。職員(公務員)は、与えられた職責を果たすべく職務を遂行 しているのであって、条例第1条に規定する「県民の知る権利」にのっとり、 職員の職務の遂行の内容を開示請求者に説明する責任を果たすためにも、開 示すべきである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

知事宛の郵便物が届き、その中に令和4年8月2日付けの知事宛の「職員の処分及び公文書の事務処理について(請願)」と題する請願書が同封されていた。この請願書(以下「本件請願書」という。)には、請願の趣旨として、介護保険に関する高齢者福祉課の対応について、①虚偽の説明を行った職員等の処分を人事の担当課に求める、②公文書の事務処理の仕方についての検証を公文書の担当課に求めるとの記載があった。

本件請願書について秘書課が受け付けた上で、請願の内容から協議の上①の請願については人事課、②の請願については法務文書課がそれぞれ対応し、回答に係る事務処理は法務文書課が行うものとした。そして、法務文書課において、①の請願について人事課、②の請願について法務文書課がそれぞれ検証を行った内容を令和4年9月30日付けで本件請願書に対する回答として請願者に送付した。本供公文書は、本供講願書に対する回答として請願者に送付した。本供公文書は、本供講願書に対する回答として請願者に送付した。

本件公文書は、本件請願書に対する回答のうち上記①の請願(以下「本件請願」

という。)に係る回答について、その回答に当たって人事課が作成した調書及び 請願者への回答の起案に当たって法務文書課が人事課から取り寄せた当該調書の 2通であり、全く同じ内容の「高齢者福祉課(現:長寿社会課)に対する請願につ いて(調書)」と題する文書である。

本件公文書は、人事課が本件請願に関係する職員に対して行った事情聴取の 内容を記載した調書であり、「1 〇〇氏が主張する事案の概要」、「2 請願書 に記載の職員」、「3 事情聴取の内容」、「4 虚偽説明の事実認定」から構成 されている。

審査請求人は、本件公文書について非開示とした部分のうち「3 事情聴取の内容」及び「4 虚偽説明の事実認定」(氏の前の部分は除く。)(以下「本件非開示部分」という。)の開示を求めているが、実施機関は、本件非開示部分について条例第6条第1項旧第6号イに該当すると主張しているので、以下検討する。

なお、当審査会は、本件審査において、人事課職員に参考人として意見聴取を 行った。

2 条例第6条第1項旧第6号イ該当性について

- (1) 条例第6条第1項旧第6号イは、県の機関が行う事務事業であって、開示することにより、県の機関における「審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるもの」に該当することが明らかなものについては、非開示とすることを定めている。
- (2) 実施機関は、非開示部分には、人事課が本件請願に関係する職員に対して 行った事情聴取の内容及び事実認定が記載されており、事情聴取の内容を第 三者に開示し、また、今後も事情聴取の内容を開示することとなれば、事情 聴取において、職員が全ての事実を話さなくなったり、率直な意見を述べな くなったりするなど、必要な情報を十分に得ることができなくなり、公正な 懲戒処分等を決定する上で著しい支障が生じ、懲戒権者の適切な意思決定が 不当に損なわれるなどと主張している。

これに対し、審査請求人は、本件請願は職員の職務遂行の内容に係る事案である(また調査結果後においては非違行為の事案として取り扱うよりも職務の遂行の内容に係る事案として取り扱う方が適切である)から、不開示(非公開)を前提とする聴取は合理性に欠けるなどとして、非開示部分を開示すべきであると主張している。

県職員が非違行為を行った場合、当該職員に対し地方公務員法の規定に基づく懲戒処分等を行うことがある。懲戒処分等を行うか否かを判断するに当たっては、まず事実確認が必要であり、人事課においては、当該職員及びその他の職員への事情聴取等を行って事実確認を行い、事案の概要、事情聴取の内容、事実認定、非違行為の有無や程度、懲戒処分等の判断等をまとめた調書を作成している。

まず請願法(昭和22年法律第13号)は、提出された請願は、「官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と定めている。仮に本件請願を行った請願者の真意が審査請求人の主張するような県職員の職務遂行の内容の事実関係の確認にあったとしても、本件請願書の文面から見て、本件請願の趣旨が、介護保険に係る県職員の説明が虚偽の説明であっ

た旨を示して虚偽の説明を行った職員等の処分を人事の担当課に求めるものであることは明らかである。それゆえ、人事課において、本件請願について、非違行為を行った県職員の懲戒処分等を求める事案として取り扱い、関係職員を事情聴取し非違行為の有無の事実認定を行った上で本件請願に対する回答を行ったことは、知事への本件請願に対する誠実な処理として妥当であったと考えられる。

また、人事課においては、何よりもまず職員につまびらかに話していただくことが必要になるため、冒頭で、事情聴取の内容については公開を前提とするものではないことを伝えた上で事情聴取をしているとのことである。

人事課の事情聴取は、懲戒処分等の当否の判断の基礎となる県職員の非違行為の有無の事実認定のために行われるものであり、事情聴取の内容が今後開示されることとなれば、当該職員及びその他の職員からの率直な意見の聴取が極めて困難となり、県における適正な事実認定を基礎とする懲戒処分等に関する意思決定が不当に阻害されることは明らかである。なお、事実認定の内容についても事情聴取の結果であり、事情聴取の内容と一体をなすものと考えるべきである。

したがって、本件公文書中の「3 事情聴取の内容」及び「4 虚偽説明の事実認定」(氏の前の部分を除く。)については条例第6条第1項旧第6号イに該当し、これを非開示としたことは妥当である。

3 その他

審査請求人は、本件公文書開示請求書では「高知県介護保険審査会事務局職員」と記載していたにもかかわらず、実施機関が作成した本件公文書部分開示決定通知書等では「高齢者福祉課(現:長寿社会課)」と記載されており、不適切であると主張している。この点について、実施機関によれば、当該決定通知書の「公文書の件名」の欄には、開示請求の対象として実施機関が特定した具体的な文書の名称を記載することにしているとのことである。

また、審査請求人は、職員の聴取が行われた場合、聴取年月日・聴取場所・聴取担当職員・聴取の具体的内容等が記載された詳細な調書が作成されるはずであるが、部分開示された調書は、その記載の量が極めて少なく、調書の作成のあり方や聴取の適切さに疑念が生じると主張している。この点について、人事課によれば、本件請願に係る虚偽説明を行ったという事実認定には至らなかったため、簡易な調書で作成したとのことである。

第6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和5年7月25日	・実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月24日 (令和5年度第1回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和5年11月28日 (令和5年度第2回第一小委員会)	・実施機関及び参考人から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和5年12月25日 (令和5年度第3回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和6年2月5日 (令和5年度第4回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和6年4月11日 (令和6年度公文書開示審査会(第1 回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和6年4月11日	・答申を行った。